

守山保護区(守山市・野洲市)保護司会

保護司だより

第33号 令和3年9月30日発行

事務局：守山・野洲 更生保護サポートセンター

〒520-2331 野洲市小篠原1780番地 野洲市人権センター2階 TEL・FAX 077-584-5702

守山保護区保護司会は
社会を明るくする運動や
更生保護活動を
守山市・野洲市と共に
取り組んでいます

犯罪をなくすために必要なこと

「生きづらさについて考える」



大津保護観察所長 藤田 博

守山保護区保護司会
区保護司会

の皆様におかれましては、平素から犯罪のない安全で安心な地域づくりのための活動に御尽力いただき、心から御礼を申し上げます。また、守山市及び野洲市において、保護司など更生保護ボランティアが行う再犯防止の活動に御理解・御協力をいただいております。御礼を申し上げます。厚く御礼を申し上げます。

り、犯罪をなくすためには、これまで罪を犯したことのある人の再犯の防止も必要です。では、再犯を防止するためにはどうすればいいのでしょうか。いろいろな方法があると思いますが、まず、その人たちが抱える「生きづらさ」

を理解することが必要です。罪を犯した人の多くが生きづらさを抱えており、その生きづらさは貧困、虐待、孤立、依存をはじめとした、これまでの環境によるものから現在の置かれている状況によるものなど、自分だけでは解決できないものがほとんどです。その生きづらさを一人で抱え込んで解決できず、その結果再犯に至ってしまう人が少なからず存在します。もし再犯をする前の段階で誰かが悩

みを聴けていたら、また、適切な支援を受けられていたら、防ぐことができた再犯もあつたのではないかと感じます。この紙面をご覧になった皆様、生きづらさを抱え困っている人の話に耳を傾けることや、立ち直ろうとしている人を受け入れることについて、それぞれの立場で何ができるかを考えていただきたいと思います。

コロナ禍での更生保護活動

守山保護区保護司会 会長 辻 ひとみ



新型コロナウイルス
ナウイルス

犯罪をなくすためには、取締りの強化も必要ですが、それだけでは犯罪はなくなりません。過去の調査によると、約3割の再犯者が犯罪全体の6割近くの事件を起こしてお

は昨年1月に日本で初めて発見され、今も感染者は広が

私たち保護司は、社会奉仕の精神をもって

一、公平と誠実を旨とし、過ちに陥った人たちの更生に尽くします。

一、明るい社会を築くため、すべての人々と手を携え、犯罪や非行の予防に努めます。

一、常に研鑽に励み、人格識見の向上に努めます。

り続けています。

このことは私たちの日常生活に大きく影響し、更生保護活動でも活動や対象者等との面接等について感染拡大防止対応をするよう要請があり、一時解除されたものの今も接触型の活動は自粛となっております。この期間が長期化することで私たちが大切にすべき対象者を始め、地域や機関、団体等多くの方々のつなが

りが薄れないか心配しています。更生保護活動では地域のチカラ・つながりは欠かすことが出来ません。地域の様々な資源を活用するなかで、出来ることを考え次に繋げられたいと思っております。

コロナ禍でうつむきたくなる毎日ですが、つながりの中で顔を上げ活動に取り組んで参りたいと願っております。

皆様のご支援をお願い申し上げますとともに、コロナ禍の一日も早い終息を切に願うものです。

保護司信条